

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について

平成29年3月6日
全日本教職員連盟

「外国語活動」及び「外国語」導入に係る時数の確保について

- 32年度に6年生となる児童は、5年終了までに外国語活動70時間（3・4年）、外国語70時間（5年）を履修することが前提となる。従って移行措置期間である30・31年度には大幅な外国語学習のための時数を確保しなければならない。しかし、移行措置期間開始である30年度迄に時数を確保するための環境整備を行うことは極めて難しい。これは平成32年度に5年生となる児童についても同様である。故に移行措置期間中における外国語学習の時数確保については「総合的な学習の時間」の中に組み入れることを可能とするべきであると考ええる。
- 完全実施以降の時数の確保については「小学校におけるカリキュラム・マネジメントの在り方に関する検討会議報告書」を基に以下のように考える。
 - ※ 年間授業日数を増加させる場合
複雑化・多様化・困難化する児童を巡る諸問題や外国語を含む新たな学習指導への対応等のための研修は必要不可欠であるが、その多くが長期休業中に行われている。また、教員免許更新講習も長期休業期間に設定されている場合が多い。年間授業時数増加により教員の資質能力向上が疎かになってはならないと考える。更に、土曜の授業実施は体験活動を重視する次期学習指導要領のねらいに反することになる。
 - ※ 週あたりの授業時数を増加させる場合
15・30・60分等の授業を位置付けるために各教科の指導計画を作成しても時間割通りに授業が進むとは限らない。また、これまでの45分をベースとする授業実践に係る成果を崩すべき積極的理由がない。更に、これまでの基礎学力定着のための短時間学習での学習効果を無にしてしまう。また、単純な1コマ増加は日本の学校の良さでもある授業研究等の機会を奪い教員の負担増につながる。
- ★ 以上を考えると35時間増加させることは、いずれの場合でも無理が生じ、かえって学力低下を招きかねない。各教科等における時数の削減が見込めない以上、外国語活動及び外国語については、総合的な学習の時間を以て行うことと考ざるを得ない。また、総合的な学習の時間における探究的活動を長期休業等を活用した各児童の活動の中に組み入れることで、主体的な学習を促し、より自由度の高い学びができることとなると考える。